２０２５年度２月入試　大学院入試問題　**解答または解答例**

法律学　専攻　　領域（博士前期/修士・博士後期・前後期共通）

試験科目：第　外国語（　英語　）／専門科目（　　）

問1・問2ともに、12行前後の英語の文章を日本語に訳すことを求める問題である。修士課程レベルにおける学習・研究を遂行しまたはこれを充実させるために必要な語学力が備わっているかどうかを確かめることを目的としている。

基本的な英単語や英文法の知識を前提として、文の構造を掴み、文章の意味・内容を把握し、それを日本語で記述できていれば、出題意図に即した能力を有しているものと評価する。

２０２５年度２月入試　大学院入試問題　**解答または解答例**

法律学　専攻　領域（博士前期/修士・博士後期・前後期共通）

試験科目：第　外国語（　　）／専門科目（　民法　）

Ⅰ 民法715条の使用者責任に関する事例問題である。一般的な民法709条の要件の検討に加えて、民法715条の固有の要件である事業執行性などの検討が求められる。損害賠償請求であるから、逸失利益のなどの損害の内容の検討が必須であることは論を俟たない。加えて、被害者には先天的な頚椎の不安定がある点を、損害賠償の損害の計算をするうえでどのように考慮するのか（例、民法722条２項の類推適用等）についての検討も必須である。

Ⅱ （１）「何人も自己の有する以上の権利を他人に移転することはできない」という法格言は、詰まるところ、「無権利者は有効に権利を移転することはできない」ことを意味する。その具体例としては、他人物売買等の例を挙げれば足りる。

（２）（１）の例を、「他人の物を取得して自己の買主に譲渡する契約」として内容を修正したり、あるいは、端的に譲受人の保護を民法192条の即時取得で説明したりする例を上げれば足りる。

２０２５年度２月入試　大学院入試問題　**解答または解答例**

法律学　専攻　領域　博士前期/修士・博士後期・前後期共通）
試験科目：第　外国語　（　　）／専門科目（　経済法　）

第１問
解答例：
（１）２社の行為については、独占禁止法19条（不公正な取引方法に関する一般指定14項（競争者に対する取引妨害））の規定に違反する疑いが生じることを明示すること（その他の違反の可能性を提示する場合であっても、以下（２）-（５）に準じて、行為要件、効果要件の丁寧な当てはめが必要）
（２）当該分野において「シェア1位・2位を有している2社」であること等の事実を意識すること
（３）２社の行為が一般指定14項にいう要件に該当するおそれがあることを指摘すること
（４）「不当に」すなわち公正競争阻害性についての理解を示すこと、具体的事案に当てはめること
（５）公正競争阻害性の認定にあたり正当化させる一定の事由の存在を問うこと、その判断基準を示し（目的の正当性、手段の相当性等）、本問で与えられた事実に当てはめること

第２問
解答例：
（１）「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」の狙いと、公正取引委員会のミッションを指摘すること
（２）公正取引委員会がその後、問答集等において示した、独占禁止法上懸念される行為について次の二つの考え方が示されたことを指摘すること。
①　労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
②　労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
（３）その後の緊急調査等、令和4年度から6年度にかけての調査について言及し、必要な説明を加えること

２０２５年度２月入試　大学院入試問題　**解答または解答例**

法律学　専攻　領域（博士前期/修士・博士後期・前後期共通）

試験科目：第　外国語（　）／専門科目（　国際法　）

問１の解答のポイント

既存の国家が、自らを国家だと主張する実体を国際法上の国家として認める行為を、一般に「国家承認」と言い、その国際法上の効果については大きく創設的効果説と宣言的効果説と呼ばれる考え方がある。本問では、それぞれの説の内容や妥当性について、関連する実行や国際判例にも適宜触れつつ、十分に理解し論述できるかどうかを問うている。

問２の解答のポイント

国際環境法分野の規範形成においては、環境問題の特性を背景に、科学的知見・技術の発展への継続的対応や、衡平性への配慮といった基本的課題があり、それらの課題に対処するための様々な工夫がみられる。具体的には、枠組条約方式の採用や、ソフトローの活用、差異のある義務の採用などが挙げられる。本問では、関連する実行や判例にも適宜触れつつ、それらの特質を十分に理解し論述できるかどうかを問うている。

２０２５年度２月入試　大学院入試問題　**解答または解答例**

法律学　専攻　　領域（博士前期/修士・**博士後期**・前後期共通）

試験科目：第 1 外国語（ 日本語 ）／専門科目（　　）

第１問　法の支配、政治参加を基礎とする民主主義の危うさとその修復の可能性に関する文章を分かりやすく要約し、自分の見解を明確に述べることが解答のポイントとなる。

第２問　日本人の法意識と日本法の特殊性に関する文章を読み、抽象的な用語を文章の趣旨に即して説明するとともに、また筆者の主張を的確に整理して述べることが解答のポイントとなる。

２０２５年度２月入試　大学院入試問題　**解答または解答例**

法律学 専攻 ＿＿＿＿ 領域（博士前期/修士・**博士後期**・前後期共通）
試験科目：第２外国語（ 英語 ）／専門科目（ ）

問1・問2ともに、12行前後の英語の文章を日本語に訳すことを求める問題である。博士課程レベルにおける学習・研究を遂行しまたはこれを充実させるために必要な語学力が備わっているかどうかを確かめることを目的としている。

修士レベルの英単語や英文法の知識を前提として、文の構造を掴み、文章の意味・内容を把握し、それを日本語で記述できていれば、出題意図に即した能力を有しているものと評価する。難しい語彙、高度な文法事項、抽象的な内容または日本語に訳しにくい内容が含まれているところもあるが、必要に応じて前後の文脈から意味を推測するなどして英文を適切に読解できていれば、出題意図に即した能力を有しているものと評価する。

２０２５年度２月入試　大学院入試問題　**解答または解答例**

法律学専攻　領域（博士前期/修士・博士後期・前後期共通）

試験科目：第　外国語（　　）／専門科目（　刑法　）

【問１】

本問のような事案では、そもそも第１行為と第２行為のいずれにより被害者の死因が形成されたかを確認する必要があるが、Xは第１行為の時点では比較的小規模の傷害を生じさせたにとどまり、死亡に至るまでの危険性を生じさせたとはいえないというのであるから、これが介在事情としての第２行為により大幅に拡大され、こちらが死因を形成したという事実関係を前提に判断することになる。その際、第１行為からは時間が経過した段階で、行為者の主観的な認識としては「嘔吐の介助」という意図をもって行われた第２行為から生じた死亡結果を第１行為に帰属できるかを判断する必要があるところ、いわゆる間接実現型として法的因果関係を肯定できるかが問題となる。本問類似の事案である東京高判平成29・9・26高刑速（平29）号179頁の内容を踏まえて検討することが求められる。

【問２】

本問では、振込依頼人の過誤により被仕向銀行における受取人名義の預金口座に入金がなされており、（狭義の）誤振込が存在している。そこでまず、①受取人は適法に預金債権を取得するかにつき確認する必要がある（最判平成8・4・26民集50巻5号1267頁）。次に、これを前提とした場合、②誤振込にかかる金銭につき、受取人に横領罪における「預金による占有」が認められるか、③被仕向銀行の側に金銭についての（要保護性のある）占有が認められるか、をそれぞれ確認し、④受取人が誤振込の事実を知りつつ、その情を秘したまま払い戻すなどの行為につき、被仕向銀行に対する詐欺罪等が成立し得るかを検討する必要がある（以上につき、最決平成15・3・12刑集57巻3号322頁）。以上を前提とした上で、振込依頼人、被仕向銀行の双方が既に誤振込の事実を把握している状況において、受取人Xになお電子計算機使用詐欺罪が成立し得るかにつき、本問類似の事案である広島高判令和6・6・11LEX/DB25620093の内容を踏まえて検討することが求められる。